

死刑執行に対する声明

私たちの国は、2016年11月11日、福岡拘置所において、田尻賢一氏に対して死刑を執行した。

本執行は、裁判員裁判により死刑判決を受けた死刑確定者としては、2015年12月18日の執行に続き2例目の死刑執行となったものである。裁判に関与した裁判員の精神的負担も懸念されるところであるが、本来、私たちの国が死刑制度を存置し運用しているのは、主権者である国民の意思に基づくものであるから、死刑判決・執行から生じる重い責任は、当該裁判に関与した裁判員の問題ではなく、私たちが国家に委ねた権力によって人の生命を絶つという、私たち自身の問題であることを踏まえた上で、この特別な刑罰の問題を考えられなければならない。

田尻氏は、上告審係属中に自ら上告を取り下げ死刑判決が確定したことであるが、私たちが人の命を剥奪すべきか否かという究極の法律的判断を行うならば、本人の意思とは別の次元の問題として最大限の慎重な手続が尽くされる必要がある。しかし、死刑制度存置国の中でも必要的（自動的）上訴制度を持たない日本の法制度は、決して回復することのない究極の結果をもたらす特別な刑罰である死刑と、その他の一般の刑罰の間で、手続的保障の程度に差異を設けていないため、死刑が問題となる事件で最大限の慎重な手続が尽くされることを保障していない。被告人の防御権の保障という観点からも、日本の国選弁護制度は極めて不十分と言わざるを得ない。

人が運用する以上、誤りの起こらないシステムは絶対に存在し得ず、死刑制度というシステムを維持し、運用する以上、回復の余地がない不正義が発生する可能性を誰も否定することはできない。また、たとえ個別の事案において誤判ではないとしても、人の命を絶つことの重い責任を私たちに免れることはできない。

死刑制度の存廃を巡り、現在、死刑制度を廃止した国が140カ国に上るという国際的潮流を私たちの国も考慮すべきか否かとの議論がなされることがあるが、死刑制度廃止の国際的潮流を原因として各国が廃止に踏み切っている訳ではない。人類が発展させてきた普遍的な人権思想の到達点として「命に対する権利」という概念が共有されるようになったことの結果として、死刑制度廃止の国際的潮流が存在するのである。すなわち、死刑廃止国が多数に上るから私たちも死刑を廃止すべきか否かという問題ではなく、普遍的な人権思想の到達点を私たちも共有すべきか否かが問われていると言うべきである。

国家の行為によって様々な不正義をもたらしかねず、国民に重い責任を帰すことになる死刑制度は、刑事司法制度として根本的な欠陥を抱えていると言わざるを得ない。当会は、刑事司法制度に直接携わる法律実務家の団体として、そのような根本的欠陥を持つ制度の存続自体を到底容認できない。したがって、あらゆる事案に対する死刑の執行に反対するものである。

以上から、当会は、今回の死刑執行に強く抗議するとともに、私たちの国の刑事司法制度が不正義を生み出すことのないよう、死刑制度廃止の実現を目指して引き続き取り組んでいくことを表明する。

2016年11月14日

京都から死刑制度の廃止をめざす弁護士の会

